

■障害認定で老人医療を受給している人へ

現在、65～74歳で老人保健制度の障害認定を受けて老人医療を受給している人は、自動的に4月1日から後期高齢者医療制度の被保険者となり、保険証が3月中旬から下旬にかけて送付されます（4月に資格の確認を行いますので、保険料の通知書は7月中旬に送付します）。
ただし、後期高齢者医療制度の障害認定は、保険料や自己負担金を考慮して、辞退することができます。辞退するには手続きが必要です。辞

退を希望する人は、本庁・保険年金課または牛深支所・市民課、その他の支所・市民生活課で手続きをしてください（後期高齢者医療制度に加入した後でも辞退することは可能です）。
同制度を辞退した場合は、現在加入されている国民健康保険またはサラリーマンなどが加入している健康保険組合や共済組合等の社会保険に加入することになります。

※『後期高齢者医療制度』についての詳しいことは、市役所本庁・保険年金課医療係 ☎③1111内線1135または熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎096-368-6511へ。

国民健康保険に関するお知らせ

■国民健康保険の高齢受給者証や退職被保険者証（一部の人）が新しくなります

現在の国民健康保険の高齢受給者証や退職被保険者証の有効期限は、高齢者医療制度の改正を考慮して3月31日までとなっています。
そこで、新しい受給者証や被保険者証を3月末までに郵送します。
◇**高齢受給者証が新しくなる人**
▶**対象**＝昭和8年4月2日から同13年3月1日までに生まれた人で、現在、高齢受給者証の交付を受けている人。
▶**変更点**＝負担割合がこれまで「1割」だった人は、負担割合の表示が「1割」から「2割（ただし平成20年7月31日までは1割）」に変わります。
※負担割合がこれまで「3割」だった人は、表示内容は変わりません。

◇**退職被保険者証が新しくなる人**
▶**対象**＝水色の退職被保険者証を持っている人で、昭和18年4月1日以前生まれの退職被保険者とその扶養の人。
▶**変更点**＝退職被保険者の範囲が「74歳以下」から「64歳以下」に変わり、被保険者証の色が「水色」から「白」へ変更になります。
※「国民健康保険限度額適用認定証」「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」「国民健康保険特定疾病療養受療証」を持っている人には、これらの新しい認定証なども送付します。

■保険証のカバーを配布しています

昨年8月から、国民健康保険の保険証と高齢受給者証が被保険者一人ひとりに交付されるカード型となり、以前の保険証カバーでは大きさが合いませんでした。
そこで新しいカード型の保険証に合ったカバーを本庁・保険年金課または牛深支所・市民課、その他の支所・市民生活課で配布しています。希望する人は同課へお申し出ください。

【問い合わせ先】本庁・保険年金課国民健康保険係 ☎③1111内線1132

4月1日から 後期高齢者医療制度が始まります

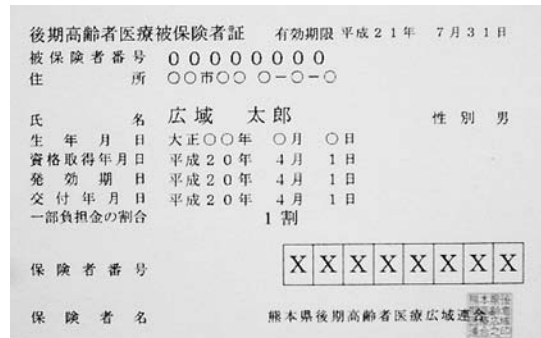
～後期高齢者医療被保険者証などを郵送～



4月1日から『後期高齢者医療制度』が始まります。75歳以上（65～74歳で一定の障害認定を受けた人を含む）のすべての人は同制度に加入することになります。
今回、後期高齢者医療被保険者証や保険料の通知書などの郵送についてお知らせします。
※保険料の計算方法や納付方法については、市政だより天草1月1日号の6・7ページをご覧ください。

■保険証(被保険者証)はいつ届くの？

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに水色のカード型の保険証（後期高齢者医療被保険者証＝下写真）が交付されます。
保険証は、同制度の対象となる75歳以上（65～74歳で一定の障害認定を受けた人を含む）のすべての人に、今年3月中旬から下旬にかけて郵送します。
4月1日以降に医療機関にかかるときは、この保険証を提出してください。なお、現在お使いの国民健康保険や社会保険の保険証と老人医療受給者証は使えなくなります。



▲後期高齢者医療被保険者証（見本）

◆**同時に交付されるもの**
現在の老人保健制度で、限度額適用・標準負担額減額認定証や特定疾病療養受療証の交付を受けている人には、次の認定証・受療証が自動的に交付されます。
①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
②後期高齢者医療特定疾病療養受療証

※転入や転居をされた場合などには保険証が届かない場合があります。保険証が届かない場合は市役所本庁・保険年金課医療係へご連絡ください。

■保険料の通知書の送付時期は？

後期高齢者医療制度では、保険料は被保険者一人ひとりが負担します。保険料については、保険料額などを記載した通知書を下のとおり送付します。なお、現在加入している医療保険や保険料の納入方法の違いなどで保険料の納付開始時期が異なるため、通知書の送付時期も異なります。
なお、保険料の納付方法については、年度途中で変わる場合があります。

- 平成19年9月末時点で国民健康保険に加入していた人で、後期高齢者医療制度では保険料を年金から差し引かれる人 → **4月中旬に送付します**
※保険料を年金から差し引く場合は、4月に平成18年分の所得をもとに算定した仮徴収額の通知書を、10月に同19年分の所得で算定した確定額の通知書を送付します。
- 平成19年9月末時点でサラリーマンなどが加入している健康保険組合や共済組合等の社会保険の被保険者本人 → **7月中旬に送付します**
- 平成19年9月末時点で国民健康保険に加入していた人で、後期高齢者医療制度では保険料を納付書や口座振替で納める人 → **10月中旬に送付します**
- 平成19年9月末時点でサラリーマンなどが加入している健康保険組合や共済組合等の社会保険の被保険者に扶養されていた人 → **10月中旬に送付します**